

沼津市における契約事業者選定に係る企画提案方式実施要綱を次のように定める。

平成28年10月13日

沼津市長 栗原裕康

沼津市における契約事業者選定に係る企画提案方式実施要綱

(趣旨)

第1条 沼津市（以下「市」という。）が行う随意契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に規定する随意契約をいう。）において、企画提案方式により契約候補者を選定し、契約を締結する場合の手続等については、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「企画提案方式」とは、一定の要件を満たす者から当該契約の履行に関する提案や契約者としての適格性に関する提案を受け、あらかじめ公表された評価項目において最も優れた成果を期待できる者を契約候補者として選定する方式をいう。

(対象)

第3条 市長は、市が行う契約において、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、企画提案方式を採用するものとする。

- (1) 高度な技術力、専門性、創造性、企画力等を必要とし、事業者の提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合
- (2) 企画提案を行う者の資質や創意工夫により成果に大きな差異が生じると認められる場合

(契約候補者選定委員会)

第4条 市長は、企画提案の評価を行うため、契約候補者選定委員会を案件ごとに設置するものとする。

2 契約候補者選定委員会は、参加要領、参加者を評価するための評価項目及びその

配点並びに最低基準の設定及びその点数（次条及び第7条において「最低基準点」という。）について検討して原案を作成し、市長がこれらを決定する。ただし、契約候補者選定委員会によるこれらの検討は、案件の性質により省略することができる。

3 契約候補者選定委員会に関し必要な事項は、案件ごとに別に定める。

（実施の公表）

第5条 市長は、企画提案方式を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した参加要領を作成し、ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

- (1) 企画提案方式を実施する契約の案件名、案件内容及び履行期限
- (2) 契約金額の上限
- (3) 企画提案方式に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格及び資格確認に関する事項
- (4) 企画提案に係る書類の提出期限、場所、方法等
- (5) 企画提案に係る評価項目及びその配点並びに最低基準点
- (6) その他市長が必要と認める事項

（参加資格を有しない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、企画提案方式に参加する資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年6月30日市長決裁）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 前条の参加要領に定める参加者に必要な資格を有しない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

（契約候補者の決定等）

第7条 契約候補者選定委員会は、評価項目に基づき参加者の提案を点数化して評価

を行い、市長に報告する。

- 2 市長は、前項の規定による報告に基づき、得点が最も高い者を契約候補者として選定し、すべての参加者に結果を通知するものとする。ただし、最高得点者の得点が最低基準点に満たない場合は、市長は、契約候補者を選定しないものとする。

(参加資格の喪失)

第8条 参加者は、参加から契約締結までの間に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その時点で失格となる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 参加要領で定められた事項に適合しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) その他市長が選定結果に影響を与える不誠実な行為があったと認めた場合

(契約候補者の失格及び次点者の繰り上げ)

第9条 市長は、契約候補者が前条の規定により失格となった場合又は次条の協議の結果契約に至らなかった場合は、第7条に規定する評価の結果により次点であった者を契約候補者とすることができる。

(契約の締結)

第10条 市長は、契約候補者と契約に係る仕様書を調製し、協議が整った場合、契約を締結するものとする。

(契約結果の公表)

第11条 市長は、前条の契約を締結したときは、次に掲げる事項をホームページへの掲載その他の方法により速やかに公表する。

- (1) 契約件名、履行期間及び契約金額
- (2) 契約者名及び住所
- (3) 評価結果
- (4) その他市長が必要と認める事項

(費用負担)

第12条 企画提案方式の参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(提出書類の取扱い)

第13条 市に提出された提案書類は、返還しないものとする。

- 2 提出書類の著作権は、提案した参加者に帰属する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、案件ごとに参加要領において

定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、同日以後に参加要領を公表する案件から適用する。